

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案新旧対照表

○民法（明治二十九年法律第八十九号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（成年後見人による郵便物等の管理）</p> <p>第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができる。</p> <p>2  前項に規定する嘱託の期間は、六箇月を超えることができない。</p> <p>3  家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を伸長することができない。</p> <p>4  成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第八百六十条の三 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等</p>	<p>（新設）</p>

を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

2| 成年後見人は、その受け取った前項の郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならぬ。

3| 成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取った第一項の郵便物等（前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。

（成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限）

第八百七十三条の二 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならぬ。

一| 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

二| 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済

三| その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）

（新設）

改正案

現行

（管轄）

（管轄）

第一百十七条（略）

第一百十七条（同上）

2 成年後見に関する審判事件（別表第一の一の項から十六の二の項までの事項についての審判事件をいう。）は、後見開始の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

2 成年後見に関する審判事件（別表第一の一の項から十六の項までの事項についての審判事件をいう。）は、後見開始の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

（手続行為能力）

第一百十八条 次に掲げる審判事件（第一号、第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

第一百十八条 次に掲げる審判事件（第一号、第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一〇七 (略)

八 成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件（別表第一の十二の二の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十三条の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。）

九・十 (略)

（陳述及び意見の聴取）

第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号から第三号までにあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一〇五 (略)

六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

2 (略)

一〇七 (同上)

(新設)

八・九 (同上)

（陳述及び意見の聴取）

第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号から第三号までにあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一〇五 (同上)

(新設)

2 (同上)

(審判の告知等)

第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

2| 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。

3| 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一・二 (略)

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定め

(審判の告知等)

第二百二十二条 後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

2| 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定め

る者（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることが出来る。

一〇七（略）

八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族

九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

2  
（略）

（陳述の聴取の例外）

第二百二十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。

る者（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることが出来る。

一〇七（同上）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2  
（同上）

（新設）

(略)	十六 の二	成年被後見人の死亡後の死 体の火葬又は埋葬に関する 契約の締結その他相続財産 の保存に必要な行為につい ての許可	民法第八百七十三条の二 ただし書	別表第一（第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、 第二百二十九条、第三百六条、第三百三十七条、第四百十五条、第 百四十八条―第一百五十條、第五百五十九條―第六十二条、第六 十四条、第六六十五条、第六六十七条、第六六十八条、第七十 六条、第七十七條、第八十二条、第八十八条、第八十九 条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条、第二 百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第 二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）
		一〇十二 成年被後見人に宛てた郵便 物等の配達の嘱託及びその 嘱託の取消し又は変更	民法第八百六十条の二第 一項、第三項及び第四項	
(略)	十三 〜十六	(略)	(略)	別表第一（第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、 第二百二十九条、第三百六条、第三百三十七条、第四百十五条、第 百四十八条―第一百五十條、第五百五十九條―第六十二条、第六 十四条、第六六十五条、第六六十七条、第六六十八条、第七十 六条、第七十七條、第八十二条、第八十八条、第八十九 条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条、第二 百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第 二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）
(同上)	(新設)	十三 〜十六	(同上)	別表第一（第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、 第二百二十九条、第三百六条、第三百三十七条、第四百十五条、第 百四十八条―第一百五十條、第五百五十九條―第六十二条、第六 十四条、第六六十五条、第六六十七条、第六六十八条、第七十 六条、第七十七條、第八十二条、第八十八条、第八十九 条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条、第二 百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第 二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）
(同上)	(新設)	十三 〜十六	(同上)	別表第一（第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、 第二百二十九条、第三百六条、第三百三十七条、第四百十五条、第 百四十八条―第一百五十條、第五百五十九條―第六十二条、第六 十四条、第六六十五条、第六六十七条、第六六十八条、第七十 六条、第七十七條、第八十二条、第八十八条、第八十九 条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条、第二 百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第 二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）
(同上)	(新設)	十三 〜十六	(同上)	別表第一（第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、 第二百二十九条、第三百六条、第三百三十七条、第四百十五条、第 百四十八条―第一百五十條、第五百五十九條―第六十二条、第六 十四条、第六六十五条、第六六十七条、第六六十八条、第七十 六条、第七十七條、第八十二条、第八十八条、第八十九 条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条、第二 百七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第 二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）